

サンフランシスコケーブルカーの評価に係る有識者会議開催要綱

制 定 令7. 11. 11

(目的)

第1条 本市が所有するサンフランシスコケーブルカー（以下「ケーブルカー」という。）に係る今後の取扱いについて検討するため、ケーブルカーについての客観的な価値に係る専門的な意見を聴取するため、サンフランシスコケーブルカーの評価に係る有識者会議（以下「会議」という。）を開催する。

(聴取事項)

第2条 会議において意見を聴取する事項は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) ケーブルカーの持つ特徴や意義、これらに基づく客観的価値
- (2) 前号の特徴及び価値を継承する方法
- (3) 前2号に掲げるほか、第1条の目的を達成するために必要な事項

(会議のメンバー)

第3条 会議のメンバーは、前条に掲げる事項に関する有識者等のうちから市長が委嘱する。

2 会議は、必要に応じて、関係者の出席を求めることができる。

(守秘義務)

第4条 会議のメンバーは、会議で知り得た情報を漏らしてはならない。会議の開催期間が終了した後も、同様とする。

(開催期間)

第5条 会議の開催期間は、令和8年3月31日までとする。

(会議)

第6条 会議は、必要に応じ、経済戦略局理事が招集する。

(ウェブ会議の方法による会議の開催等)

第7条 経済戦略局理事が必要と認めるときは、会議をウェブ会議の方法（インターネットを通じて、メンバー並びに事務局の間で相互に映像及び音声の送受信、資料の共有等を行う方法をいう。以下同じ。）により開催するものとする。この場合において、当該メンバーは、ウェブ会議の方法による会議への参加をもって会議に出席したものとみなすものとする。

(事務局)

第8条 会議の事務局は、大阪市経済戦略局立地交流推進部国際担当が担う。

附 則

この要綱は、令和7年11月11日から施行する。